

# 第 11 章 橋梁下部工仕様書

# 第 11 章 橋梁下部工仕様書

## 目 次

<b>第 1 節 適 用</b> .....	<b>345</b>
11-1-1 適 用.....	345
<b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> .....	<b>345</b>
11-2-1 適用すべき諸基準.....	345
<b>第 3 節 土 工</b> .....	<b>345</b>
11-3-1 一般事項.....	345
11-3-2 掘 削 工.....	345
11-3-3 路体盛土工.....	345
11-3-4 路床盛土工.....	345
11-3-5 盛土補強工.....	346
11-3-6 法面整形工.....	346
11-3-7 不陸整正工.....	346
11-3-8 作業残土処理工.....	346
<b>第 4 節 法 面 工</b> .....	<b>346</b>
11-4-1 一般事項.....	346
11-4-2 植 生 工.....	346
<b>第 5 節 橋 台 工</b> .....	<b>346</b>
11-5-1 一般事項.....	346
11-5-2 作業土工.....	346
11-5-3 置 換 工.....	346
11-5-4 既製杭工.....	346
11-5-5 場所打杭工.....	346
11-5-6 深 礎 工.....	346
11-5-7 オープンケーソン基礎工.....	346
11-5-8 ニューマチックケーソン基礎工.....	346
11-5-9 橋台躯体工.....	346
<b>第 6 節 RC橋脚工</b> .....	<b>347</b>
11-6-1 一般事項.....	347
11-6-2 作業土工.....	347
11-6-3 置 換 工.....	347
11-6-4 既製杭工.....	347
11-6-5 場所打杭工.....	347
11-6-6 深 礎 工.....	347
11-6-7 オープンケーソン基礎工.....	347

11-6-8	ニューマチックケーソン基礎工	348
11-6-9	鋼管矢板基礎工	348
11-6-10	R C 橋脚躯体工	348
11-6-11	刃口金物製作工	348
<b>第 7 節 護 岸 工</b>		<b>348</b>
11-7-1	一般事項	348
11-7-2	作業土工	348
11-7-3	コンクリートブロック工	348
11-7-4	法 枠 工	348
11-7-5	石張・石積工	348
11-7-6	矢板護岸工	348
11-7-7	法留基礎工	348
11-7-8	護岸付属物工	348
11-7-9	覆 土 工	348
11-7-10	植 生 工	348
<b>第 8 節 橋梁付属物工</b>		<b>349</b>
11-8-1	銘 板 工	349

(白紙)

## 第1節 適用

### 11-1-1 適用

本章は、道路工事における、道路土工、法面工、橋台工、RC橋脚工、護岸工、橋梁付属物工その他これらに類する工種について適用する。

## 第2節 適用すべき諸基準

### 11-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- |              |                               |                |
|--------------|-------------------------------|----------------|
| (1) 日本道路協会   | 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)            | (平成 29 年 11 月) |
| (2) 日本道路協会   | 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)       | (平成 29 年 11 月) |
| (3) 日本道路協会   | 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)         | (平成 29 年 11 月) |
| (4) 日本道路協会   | 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)          | (平成 29 年 11 月) |
| (5) 日本道路協会   | 鋼道路橋施工便覧                      | (令和 2 年 9 月)   |
| (6) 日本道路協会   | 道路橋支承便覧                       | (平成 31 年 2 月)  |
| (7) 日本道路協会   | 鋼道路橋防食便覧                      | (平成 26 年 5 月)  |
| (8) 日本道路協会   | 道路橋補修・補強事例集 (2012 年版)         | (平成 24 年 3 月)  |
| (9) 日本道路協会   | 杭基礎施工便覧                       | (令和 2 年 9 月)   |
| (10) 日本道路協会  | 杭基礎設計便覧                       | (令和 2 年 9 月)   |
| (11) 日本道路協会  | 鋼管矢板基礎設計施工便覧                  | (平成 9 年 12 月)  |
| (12) 日本道路協会  | 道路土工要綱                        | (平成 21 年 6 月)  |
| (13) 日本道路協会  | 道路土工－擁壁工指針                    | (平成 24 年 7 月)  |
| (14) 日本道路協会  | 道路土工－カルバート工指針                 | (平成 22 年 3 月)  |
| (15) 日本道路協会  | 道路土工－仮設構造物工指針                 | (平成 11 年 3 月)  |
| (16) 日本みち研究所 | 補訂版道路のデザイン・道路デザイン指針 (案) とその解説 | (平成 29 年 11 月) |
| (17) 日本みち研究所 | 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン           | (平成 29 年 11 月) |

## 第3節 土工

### 11-3-1 一般事項

一般事項については、4-3-1 一般事項の規定による。

### 11-3-2 掘削工

掘削工の施工については、4-3-2 掘削工の規定による。

### 11-3-3 路体盛土工

路体盛土工の施工については、4-3-3 路体盛土工の規定による。

### 11-3-4 路床盛土工

路床盛土工の施工については、4-3-4 路床盛土工の規定による。

### 11-3-5 盛土補強工

盛土補強工の施工については、4-3-9 盛土補強工、14-6-9 補強土壁工の規定による。

### 11-3-6 法面整形工

法面整形工の施工については、4-3-6 法面整形工の規定による。

### 11-3-7 不陸整正工

不陸整正工（路床仕上げ工）の施工については、4-3-10 不陸整正工の規定による。

### 11-3-8 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、4-3-7 作業残土処理工の規定による。

## 第4節 法面工

### 11-4-1 一般事項

一般事項については、14-5-1 一般事項の規定による。

### 11-4-2 植生工

植生工の施工については、3-3-7 植生工の規定による。

## 第5節 橋台工

### 11-5-1 一般事項

本節は、橋台工として、作業土工、置換工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、その他これらに類する工種について定める。

### 11-5-2 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

### 11-5-3 置換工

置換工の施工については、3-7-3 置換工の規定による。

### 11-5-4 既製杭工

既製杭工の施工については、3-4-4 既製杭工の規定による。

### 11-5-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、3-4-5 場所打杭工の規定による。

### 11-5-6 深礎工

深礎工の施工については、3-4-6 深礎工の規定による。

### 11-5-7 オープンケーソン基礎工

オープンケーソン基礎工の施工については、3-4-7 オープンケーソン基礎工の規定による。

### 11-5-8 ニューマチックケーソン基礎工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については、3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工の規定による。

### 11-5-9 橋台躯体工

- 1 受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。
- 2 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。

- 3 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては工事監督員の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。
- 5 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。
- 6 受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、工事監督員と協議しなければならない。
- 7 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。
- 8 受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
- 9 受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。
- 10 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。
- 11 受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。

## 第6節 RC橋脚工

### 11-6-1 一般事項

本節は、RC橋脚工として、作業土工、置換工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、RC橋脚躯体工その他これらに類する工種について定める

### 11-6-2 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

### 11-6-3 置換工

置換工の施工については、3-7-3 置換工の規定による。

### 11-6-4 既製杭工

既製杭工の施工については、3-4-4 既製杭工の規定による。

### 11-6-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、3-4-5 場所打杭工の規定による。

### 11-6-6 深礎工

深礎工の施工については、3-4-6 深礎工の規定による。

### 11-6-7 オープンケーソン基礎工

オープンケーソン基礎工の施工については、3-4-7 オープンケーソン基礎工の規定による。

#### 11-6-8 ニューマチックケーソン基礎工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については、3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工の規定による。

#### 11-6-9 鋼管矢板基礎工

鋼管井筒基礎工の施工については、3-4-9 鋼管矢板基礎工の規定による。

#### 11-6-10 RC橋脚躯体工

橋脚躯体工の施工については、11-5-9 橋台躯体工の規定による。

#### 11-6-11 刃口金物製作工

刃口金物製作工の施工については、3-3-14 桁製作工の規定による。

### 第7節 護岸工

#### 11-7-1 一般事項

- 1 本節は、護岸工として、作業土工、コンクリートブロック工、法枠工、石積（張）工、矢板護岸工、法留基礎工、護岸付属物工、覆土工、植生工、その他これらに類する工種について定める。
- 2 受注者は、護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

#### 11-7-2 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

#### 11-7-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、3-5-3 コンクリートブロック工の規定による。

#### 11-7-4 法枠工

法枠工の施工については、3-3-5 法枠工の規定による。

#### 11-7-5 石張・石積工

石積（張）工の施工については、3-5-5 石積（張）工の規定による。

#### 11-7-6 矢板護岸工

矢板護岸工の施工については、6-6-6 矢板護岸工の規定による。

#### 11-7-7 法留基礎工

法留基礎工の施工については、3-4-3 法留基礎工の規定による。

#### 11-7-8 護岸付属物工

護岸付属物工の施工については、6-6-8 護岸付属物工の規定による。

#### 11-7-9 覆土工

覆土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

#### 11-7-10 植生工

植生工の施工については、3-3-7 植生工の規定による。

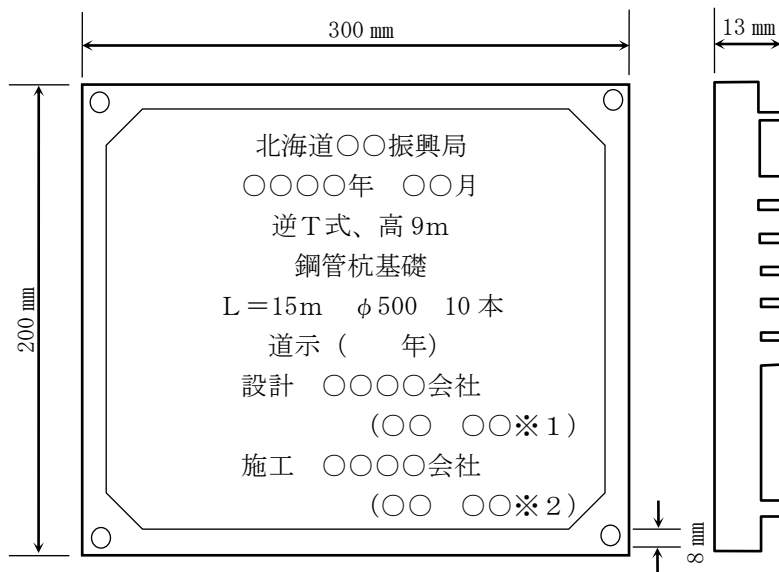


第 8 節 橋梁付属物工

11-8-1 銘板工

橋梁下部には原則として橋台、橋脚ごとに橋歴板を上流側の目視しやすい位置に取り付けるものとする。材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法は上部工に準ずるものとし記載事項は下記による。ただし、記載する技術者の氏名について、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。

完成 ○○○○年○○月  
 下部型式 逆T字、扶壁式等  
 下部高 フーチング底面から沓座までの高さ  
 基礎型式 鋼管杭、ケーソン直接基礎等  
 杭概要 杭長、杭径、本数  
 設計業者 ○○○○ 会社  
 (○○ ○○※1) ※1 管理技術者氏名  
 施工業者 ○○○○ 会社  
 (○○ ○○※2) ※2 監理技術者氏名



※1 管理技術者氏名 ※2 監理技術者氏名

図 11-8-1 橋歴板

(白紙)